

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年10月21日(月)発行

No.349

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

会内外からの紹介で毎月入会の成果! 今年こそ年間の会員増勢を達成しよう!

民商なら

なんでも相談できると

紹介され入会

10月10日(木)、緑区の知人から「民商なら、なんでも相談できる」と聞いたと、北区のTさん(左官業)が入会しました。

開業して4年目のTさんは、H29年の売上が1千万を超えたため課税業者になりました。

このほど税務署から簡易課税の選択届出書が届きましたが、どうしていいかわからないため、民商に。

民商では、収支内訳書をもとに消費税を試算し、簡易課税を選択した場合、本則課税の約2倍を納税することになるため、簡易課税の届出書は出さないことにしました。

4~9月の半年間で

21名の入会!

名古屋北部民商では、4月

消費税の相談、対策



商売、くすぶりの相談

「久しぶり〜」と笑顔広がる会員訪問



西支部は、10月9日(水)午後、岩田さん、安齋さん、松原局長の3人で会員訪問

を行いました。

木型屋さんでは「久しぶりだね。今は、仕事先の電気工事屋さんは忙しいみたいだけど、こちらは暇なので片付けをしているよ」と。安齋さんが「西支部と山田支部の交流でカラオケもやるのでぜひ顔出してね」とお誘いしました。

レストランの会員のところでは「消費税が10%になって値上げしたかったが、付

近の店との競争が激しいので少ししか上げられなかった。これから心配」との話を聞きました。

抜型制作のところでも「売上は減っているし、年齢的にもいつまでやれるだろうか」「私も同世代だからお互い頑張りましょう」と対話。西支部では、「月1回の計画で全員がまわれるのか」と話し合い、会員訪問を今月2回計画しています。

中小企業法務プラス! ワンポイント ～ パワハラ防止 初の義務化 ～

5月29日、職場でのパワーハラスメント(パワハラ)を防止するため改正労働施策総合推進法が成立しました。

今まで、パワハラについては明示的に防止する法律がありませんでしたが、初めて法律上パワハラの定義が定められました。具体的には、①優越的な関係を背景として、②業務上必要かつ相当な範囲を超えて、③就業環境を害する、の3つの要件を満たす職場における言動が、パワーハラスメントと定義されました。

そして、企業は、パワハラについて、労働者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備をはじめとして、雇用管理上必要な措置(具体的な内容については、労働政策審議会で指針の取りまとめが行われる予定です。)を講じなければならないとされました。また、企業は、パワハラの相談をした労働者に対して、解雇などの不利益取り扱いをしてはならないこと、パワハラについての研修を実施する努力義務も定められました。企業に対するパワハラの防止措置義務は、大企業については2020年4月から、中小企業については2022年4月から施行されます。

今回の法改正は、パワハラ行為そのものを罰則などで直接禁止するものではありませんが、「ハラスメント行為そのものを禁止する規定の法制化の必要性を含め検討する」との参議院の附帯決議がなされました。ゆくゆくはパワハラを直接禁止する法改正が実現することを期待したいです。

2019年10月

弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

台風19号で被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。
民商では、災害募金を集めています。ご協力をお願いします。

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

